

香芝市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和7年2月28日

香芝市監査委員 近 藤 洋
香芝市監査委員 中 山 武 彦

第1 香芝市監査委員監査基準への準拠

下記監査は、香芝市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定に基づく財務監査及び同条第2項の規定に基づく行政監査

第3 監査の対象

福祉部 保育課

第4 監査の実施期間

令和6年11月27日から令和6年12月25日まで

第5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかなどを主眼として実施した。

第6 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ提出を求めた資料を検討し関係諸帳簿との照合及び内容を審査したほか、関係職員の説明を聴取する方法で実施した。

第7 監査の結果

監査した結果、一部に留意を要する事項が見受けられた。なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善を要望した。

1 要望事項

- (1) 子ども・子育て支援法に基づく施設型給付費等については、今後とも適正な支出を担保するため、県との連携を密にして対応して頂きたい。
- (2) 保育所保育料負担金等の滞納整理については、香芝市債権管理規則第1条の趣旨を鑑み、関係所管課とも協議の上、実効性のある取組みにより対処されたい。